

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第251回 中国『国有企業管理者処分条例』の公布

5月21日、国務院は『国有企業管理者処分条例』（以下、本条例という）を公布した。日系企業が中国国有企業との取引や提携を進める過程で、日中両国の法制度や文化の大きな隔たりが主な原因で、すれ違いや誤解を招くケースも少なくないが、中国の法制度の一部として施行される本条例には、国有企業の幹部が行う業務活動における行動方法にも影響を与える内容が含まれているため、そのポイントと影響について理解しておくことは、中国でのビジネスを展開する上で大いに役立つものとなる。

◇国有企業の意味決定がより慎重となった事例

15年前に日本本社A社と中国の中央企業B社は、共同で合資企業C社を設立し、C社持分の80%と20%をそれぞれ保有している。市場情勢の変化から、A社はC社の独資化を希望し、B社との持分譲渡交渉を進めることにした。

交渉開始当初、両社は主にC社の純資産額をベースに持分譲渡価格を協議していたが、交渉中、突然B社から、過去15年間に両社がC社に投資して形成された「のれん」の20%も持分譲渡価格に含めるべきだと提案があった。この意見は一人のB社経営陣幹部が提出したものであったため、A社は、明確な法的根拠もないのに、なぜたった一人の幹部の意見を交渉条件にするのか、と疑問を呈したところ、B社の回答は、中央政府が国有企業の「集団意思決定制度」を強化したため、経営陣一人の意見であっても慎重に扱う必要があり、もはや15年前のように総経理が決定後、即執行する訳にはいかない、というものだった。

結局、長期交渉の末、持分譲渡価格の決定方法は、C社の資産評価で確定した企業純資産価額×1.05×20%とすることで合意に至った。

◇注目すべき重点ポイント

本条例では、適用対象範囲、処分の種類、処分適用状況、処分の調査と執行などを全面的に規定した。

1、適用対象範囲

- (1) 国有独資、全資会社、企業の中で組織、経営、管理、監督などの職責を履行する人員。
- (2) 国家機関、国有組織の指名、推薦、任命、承認などを経て、国有株式支配、株式参加会社及びその分支機構の中で組織、経営、管理、監督などの職責を履行する人員。
- (3) 国家出資企業を代表し国有株式支配、株式参加会社及びその分支機構の中で組織、経営、管理、監督などに従事する人員。

2、処分の種類と期間

- (1) 警告（6カ月）、(2) 過失記録（12カ月）、(3) 重大過失記録（18カ月）、(4) 降級（24カ月）、(5) 職務取消（24カ月）、(6) 免職。

3、列挙された50余りの処分適用状況のうち、日系企業は以下に留意できる。

- (1) 憲法や社会主義、改革開放に反対し、社会主義経済制度を損なう政治的発言などがある場合、厳しい処分対象となる。このため、国有企業の幹部とこのようにした方面の話題を控える必要がある。
- (2) 意思決定プロセスや集団意思決定メカニズムに違反する、集団意思決定の独自変更、上位決定の不執行や消極的な執行などは処分対象となる。これにより、国有企業の意思決定はより慎重となる。
- (3) 横領、窃取、騙取、賄賂要求、贈賄、私利を図る行為、国有資産の私的分配行為は処分対象となる。このため、国有企業幹部からの提案や要求内容には十分注意しなければならない。
- (4) 賃金上限や総額規定に違反し、独自に福利を支給し、規定の基準を超えた業務接待や公費旅行は処分対象となる。この点は国有企業幹部とのビジネスのあり方に影響を与える。
- (5) 規定に違反する個人企業経営、営利活動への従事、職務兼任、または内部情報や商業秘密などを利用して利益を図る行為は処分対象となる。このため、国有企業幹部に本職以外の活動や要件があるかどうか注意しなければならない。
- (6) 経営投資の職責不履行や、誤った職責履行、利益相反取引、虚偽取引、国有資産財産権登記を正しく処理しない、虚偽のデータ情報作成、企業情報の虚偽提供、監査監督の妨害、マネーロンダリングへの参与、違法融資、財務規定違反、及び税務規定違反がある場合、処分対象となる。こうした問題は、日系企業の合資事業・プロジェクトの展開に影響を与える可能性があるため、コンプライアンス確認を強化すべきである。
- (7) 重大な工物品質問題、重大な労務紛争、安全生産関連の事故、また中小企業への支払い項目や出稼ぎ労働者賃金の支払い拒否・遅延は処分対象となる。これらの問題は実務で多く見られるため、注意しなければならない。

◇日系企業へのアドバイス

本条例の実施により、国有企業幹部の活動がより慎重になると同時に国有企業との取引やプロジェクト上の効率が低下する恐れもあるため、対応時間は十分に確保すべきだと言える。また、国有企業において遵法義務が強化されることから、日系企業もこれに呼応し、コンプライアンスを念頭に置いて対応するよう心がけるべきである。

国軒高科、モロッコにEV用電池工場＝年産20ギガワット時—安徽省

【上海時事】中国メディアが10日までに伝えたところによると、電気自動車（EV）用電池大手の国軒高科（安徽省合肥市）はモロッコに進出する。モロッコ政府は、同社と年産20ギガワット時（GWh）の生産能力を持つ大型工場への投資契約に調印したと発表した。投資額は13億ドル（約2000億円）。将来的に100GWhまで増やす計画があり、最終的投資額は65億ドルに達する可能性がある。

電池工場はモロッコ北部の港湾都市、ケニトラに建設する。現地では2300人の高度技能職を含む1万7000人の直接・間接雇用を創出する見込み。

中国の電池業界では進出先としてモロッコを選ぶ企業が増えている。これまでに海亮がリチウムイオン電池用銅箔（どうはく）、中科電気が負極材の工場を建設する方針を発表している。モロッコ政府は3月に貝特瑞新材料のEV電池用正極材料工場建設の投資案件を許可した。

モロッコは地理的に欧州に近く、欧州連合（EU）と自由貿易協定を結んでいる。アフリカ大陸最大の自動車生産国で、ステランティスやルノーが現地生産拠点を構え、年産能力は合わせて70万台。2023年の自動車関連輸出は前年比27%増の140億ドル。